平成２５年（フ）第２３５号
和歌山県和歌山市本脇354―５、開始決定時の住所奈良県香芝市旭ケ丘４丁目15番地11
破産者　ガーデンプランニングこと　溝渕　勝哉
1　決定年月日　平成26年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１０７９号
さいたま市大宮区三橋１丁目1361番地
破産者　大竹　信子
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１４６号
埼玉県加須市旗井345番地６
破産者　奈良　政美
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９５号
長野県佐久市猿久保895―７　グランシティ駒場Ｎ棟103号、住民票上の住所長野県南佐久郡佐久穂町大字海瀬4013番地
破産者　土屋　清彦
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第６４９号
神戸市須磨区平田町２―３―22　板宿グリーンタウン1005、住民票上の住所神戸市須磨区大池町４丁目１番37号
破産者　大村　信彦
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７６３号
神戸市須磨区友が丘４丁目１番地の101　Ｄ１―214号
破産者　盛　　好尚
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８５７号
神戸市須磨区磯馴町２丁目１番２号、従前の住所神戸市須磨区行幸町１丁目１番33号　須磨コーストタワー2205号室
破産者　大村　和也
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９７７号
大阪市中央区瓦屋町３丁目６番７号　島之内松屋町ビル801、開始決定時の住所広島県東広島市西条町助実24番地４　フォレストコート西條Ｆ―206号
破産者　谷　　昌史
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３２４号
茨城県水戸市新荘２丁目10番21号
破産者　川瀬　弘美
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第５９２号
横浜市青葉区もえぎ野12番地21
破産者　瀧田　章夫
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３８７号
静岡県浜松市東区天王町879番地の２　イーストライム202、破産手続開始決定時の住所静岡県磐田市下本郷1220番地２
破産者　米田　文夫
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第８８号
静岡県浜松市南区倉松町419番地の２
破産者　大橋　　晃
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第６６４号
京都市左京区一乗寺木ノ本町４番地
破産者　北村　和巳
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７０８号
京都市伏見区久我森の宮町10番地73
破産者　山脇建工こと　山脇　康友
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０６７号
京都府京田辺市興戸塚ノ本68番地
破産者　鹿島　芳久
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２７４号
鹿児島県鹿児島市下荒田１丁目37番１号　ラーバン86―305号
破産者　近藤　義照
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４５０号
北海道札幌市西区発寒５条５丁目３番26号、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市東坂元４丁目69―11
破産者　川畑　　勝
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係